

1 調査年月日

令和 元年 8月22日 (水)

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

- ・議会改革の取り組みについて

【調査地】

- ・北海道浦幌町

3 議員名

- ・干場 芳子
- ・諏訪部 容子
- ・内山 祥弘
- ・稲守 耕司
- ・佐々木 聖子

4 調査報告書

- ・別紙のとおり

5 その他

■北海道浦幌町「議会改革の取り組みについて」

稲 守 耕 司

1 浦幌町の沿革

北海道十勝総合振興局管内の最東端に位置し、地形はゆるやかな丘陵地と河岸段丘からなり、東は丘陵山脈、南は太平洋に面した南北に長い町で、山林が7割を占める面積は、全国市町村で91番目の729.85平方キロメートルであり、構成比は畑14.3%、宅地0.7%、山林65.7%、牧場2.0%、原野0.6%、雑種地0.8%、その他15.9%となっている。

町の中央部には延長90.2キロメートルの浦幌川が流れ、十勝静内川・浦幌十勝川と合流して自然豊かである。

人口は昭和35年の14,150人をピークに減少傾向に転じており、令和元年12月31日現在では4,615人である。

農業、酪農畜産、林業、水産業が主な基幹産業である。

2 議会改革の取り組みについて

第1次活性化として平成23年5月から平成27年に渡り協議を重ね、平成25年4月には議会基本条例を施行し、その他に議会モニターの設置、議会報告会の開催、一問一答方式の採用、反問権の付与、ナイターおよび日曜議会の開催、全議員による議会の評価と議会モニターによる外部評価、定例会内の勉強会および反省会の開催、議会広報の充実など活性化に取り組んで来た。そのような中で行われた、平成27年4月の町議会議員選挙では、議員定数を前回から2人減の11人としたが、欠員が1名出る無投票当選となった。選挙後になり手不足対策として、町議会では平成27年5月からの任期4年間を第2次活性化として、1 地方議会の役割、2 監視・評価機能の強化、3 調査・研修・政策立案機能の充実、4 議会組織・議会運営のあり方、5 町民に身近な・開かれた・町民参加の議会を進める事を決定した。中でも議員のなり手不足の検証を行うことに重点を置き、平成29年3月に検証報告書を作成し、各関係大臣に意見書の提出と要請活動の実施を行なった。

3 議会監視機能の充実

監視機能をいかに発揮し、PDCAサイクルをいかに回していくかにより、大きく行政運営は向上すると考えることから、定例会毎の提出議案の審議、一般質問に留めることなく、年間を通じた視野で議会活動をするため、議会監視機能活性化サイクルを体系化している。行政評価を参考に、常に行政運営を監視し、予算決算審議の充実、さらに一般質問や所管事務調査につなげるなど、議会権限を有効活用した議会運営をしていくものである。

例えば決算で質疑を行い、その後予算にどのように反映しているのか確認し質疑を行う、改善や検討が見られない場合は一般質問や所管事務調査を行うなどして、質問を一過性のものとして終わらせることなく、その後の状況も確認しながら、1年間の中で監視機能を高め

ながら、議会運営を行うことで議論も深まり、議会としての政策提案にも繋げていけると考え実施している。

・議会モニターの具体的な取り組みとその効果について

平成25年に議会基本条例を制定し、条例17条の中に「議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。」とある。

モニターには議会の定例会、臨時会、委員会を傍聴し、アンケート調査やモニター会議への出席、議会だよりに対する意見を頂く等の活動を行って頂く。

定員、資格、募集方法についてはモニター設置要綱に定められている。

平成28年より議会だよりモニターの声を掲載、平成29年度よりモニターによる外部評価を導入している。

会議は4月に委嘱状を交付し、9月には議員との意見交換、2月に外部評価についての会議を2回行い、3月にモニターとの意見交換と外部評価の意見交換を行っている。

報酬は支給していないが、記念品、商品券を贈呈している。

議会モニターの効果について、「議会に対して興味を持つようになった」、「知人に議会の話や傍聴を呼びかけるようになった」という声が聞かれた。議会としても町民に情報提供や周知を積極的に行って欲しいなどの意見も頂いた。

4 議会基本条例について

議会の活動原則の語尾は殆どが「努める」とあり努力義務としている。

また、議員の活動原則の語尾は殆どが「ならない」と義務化されている。

条例の改正については平成30年3月に街中カフェ de 議会、街中ごちゃまぜ議会、BCPが議会基本条例に入ることになった。

5 日曜議会の開催状況について

平成29年12月10日に行われた日曜議会では、3名の一般質問が行われた。

傍聴者は20名となり普段より多い数の傍聴となった。

年間で12月に一回の開催となっている。

6 街中カフェ de 議会、街中ごちゃまぜ議会について

平成27年に町民2,000名を抽出し、アンケート調査を行い、600名から回答を得た中で、「議員と話す場がない」、「議員と接する場がない」などの意見を受け、議会として初めて企画をし、開催を決めた。

基本的には普段の生活から町政に関することまで、幅広く意見を出して頂いている。気楽に、どんな事でも議員と話せる雰囲気で開催しており、その中で改善の必要がある内容などは議会として持ち帰り、議会運営委員会を中心として対応策を協議し、一般質問や予算決算

の質疑、所管事務調査に繋げて町民意見の反映に努めている。

街中カフェ de 議会は、3月、5月、8月、11月の年に4回開催し、開催場所はスーパーマーケットのホールや町営の文化ホール、公民館で行われる女性フェスタの開催の際に一部ブースを借りて行なっている。

内容はフリートークで、議員は3班に分かれて2時間交代で行なっている。

街中ごちゃまぜ議会では、消防団分団の団員や浦幌スタイル等に主に参加して頂き、3班に分かれてテーマを決め、最後に班毎に進行記録発表者の議員が発表を行う。町民からは議員と身近に話す機会が持てたと好評である。

以上の開催においては、以前は対面式で行っていたが、参加者の中でも意見の強い方がいると他の方が意見を出せないなどの弊害があり、現在は3班に分かれて、班毎に議員が進行記録発表を担当し、町民の意見を聴取し、最後に各班が5分程度で発表を行うやり方になっている。